



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2003.9.20 No. 27 - 02

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan  
幹事会

〒144-0043  
東京都大田区羽田5-11-4  
フェニックスビル  
TEL.03-5705-2770  
FAX.03-5705-3274

## もし事故調査報告書が

### 刑事裁判の証拠として採用されたら

### 事故調への供述が、そのまま刑事訴追に使われる！？

### 乗員の人権も守り、再発防止も行うには完全な分離が必要

名古屋地裁で進行中の日航706便事故刑事裁判において、地検から事故調査報告書が「鑑定書」として証拠申請されており、裁判所では現在、事故調査委員の証人採用も含め、採用の可否を検討中です。

すでに明らかになっているように、この裁判では「事故調査報告書の信憑性」と「事故調査報告書を流用した刑事責任追及」の2点が大きな問題になっていますが、もし報告書が証拠採用された場合は、さらに国内法における人権問題が発生します。即ち、日本国においては「何人も自己に不利な供述を強要されない」いわゆる黙秘権が認められていますが、事故調の行う事情聴取において「再発防止の為にすべてを供述した協力」がそのまま「刑事責任における供述」として扱われることになり、結果的に黙秘権が剥奪されることとなります。

私たち運航乗務員の基本は「航空の安全」であり、そのための事故調査には積極的に協力する意志があります。しかしながら、その協力が、納得できない調査に利用され、なおかつ刑事責任追及の証拠にされるような事態になるのであれば、国内法で認められる自衛手段をとらざるを得なくなります。（日乗連手帳参照）

#### 1. 司法警察官の取調にあたっての留意事項

<自分に不利なことはしゃべらなくていい> 憲法 38 条、刑訴法 198 条、311 条

#### 2. 事故調査委員会の事情聴取にあたっての留意事項

<虚偽の報告をしたものは処罰されるが、陳述しない者への罰則はない> 設置法 25,26 条

日乗連ではそのような事態を避ける為に、以下の声明を用意し、我々の真意を伝えるべく、名古屋地方裁判所内司法記者クラブにおいて記者会見を実施、また国交省事故調査委員会にも説明しました。

（裏面：日乗連声明）



## 航空事故調査報告書は、刑事裁判において証拠採用されるべきではない

裁判所は、航空事故調査報告書を鑑定書として証拠採用してはならない。同報告書を刑事裁判の証拠として採用することは、国際民間航空条約第13付属書の規定に反するものである。裁判所がそのような証拠採用をすることは、極めて問題である。

航空・鉄道事故調査委員会が作成する、航空事故調査報告書は、同設置法15条「国際民間航空条約の規定並びに同条約の付属書として採択された標準、方式及び手続きに準拠して」調査され、同法1条「航空事故の防止に寄与することを目的」として発行されるものである。

上記に該当する国際民間航空条約第13付属書3章には「事故調査の目的は、将来の事故の防止である。罪や責任を課するのが調査活動の目的ではない」と明文化されている。

さらに5章には、この事故調査によってもたらされた情報が、その後の懲戒、民事、行政及び刑事上の処分に利用された場合、「将来の事故調査に支障を来し、航空の安全に著しく影響を及ぼすことになる」との警鐘も記されている。

これは複雑な原因究明が必要な航空事故調査においては、関係者からの自発的なすべての情報提供が不可欠だからである。

扇国交大臣も'03年5月の国土交通委員会で「犯罪の捜査に適用されたり、或いは転用されるということとは厳にない」と発言している。

航空事故調査と刑事捜査は独立して行われるべきであり、当然、事故調査報告書は捜査資料に使用されてはならない。捜査機関が犯罪性について疑念があるならば、別個に捜査すべきである。

また、憲法38条「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」刑事訴訟法198条2項「取調に際しては、被疑者に対して、あらかじめ、自己の意志に反して供述をする必要がない旨を告げなければならぬ」とするいわゆる黙秘権が、国民等しく認められている。

我々運航乗務員は、その職責から、国際民間航空条約を尊び、関連法規を遵守したうえで、さらに職業倫理上、「事故の再発防止」を願って事故調査委員会の事情聴取に進んで協力してきている。

しかしながら、航空の安全を願い、再発防止のために自ら協力したことが、本人の意に反し、さらに黙秘権が告知されない状態で、刑事裁判に採用されるような事態が発生するならば、事故調査は事実上犯罪捜査と見なさざるを得なくなる。

これらのことはすでに国連人権委員会においても関心を持ち、調査が開始されている。

かかる事態は、複雑な状況下で発生する航空事故の原因究明を滞らせ、悲惨な航空事故の防止が抑制され、公共交通機関としての航空の安全な発展を阻害することになり、絶対に避けなければならない国家的課題となろう。

刑事責任追及に、航空事故調査報告書を使用することは絶対に認められない。

‘03年9月18日

日本乗員組合連絡会議